

# 令和2年度 佐渡市立河原田小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日版

## 1 基本方針作成の目的

「いじめ撲滅」が単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、行動に移し、実効性ある具体的な実施計画や実施体制を確立するために本基本方針を作成する。

## 2 いじめ防止に対する基本認識

- (1) 「いじめ防止対策推進法」に基づき、校長の指導の下、組織的にいじめに対峙し、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等を行い、いじめを解消する。
- (2) いじめを学校全体の問題、課題として全校体制で取り組む。いじめ防止の取組を、保護者、地域住民、近隣学校等と連携し推進する。
- (3) いじめは家庭や地域全体の問題、課題でもある。将来家庭を築き、地域社会を担う人材育成の課題という視点からも解決を図る。

## 3 いじめの定義

- (1) いじめ防止対策推進法において、いじめとは「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要である。

### (2) いじめの具体例

- \*言葉での脅し    \*冷やかす    \*持ち物隠し    \*仲間はずし    \*無視    \*暴力
- \*たかり    \*パソコンや携帯電話等で誹謗中傷    \*ズボンおろし
- \*嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすること

## 4 いじめ防止の組織

- (1) 校内いじめ対策委員会（いじめ・不登校・問題行動対策委員会）

### ① 目的

- ア いじめの未然防止、早期発見に努める。
- イ いじめ対策実行委員会を補完する。

### ② 構成員

校長，教頭，生活指導主任，教務主任，養護教諭，該当学級担任

### ③ 活動

- ア 学校の「いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」等の見直しを行う。
- イ いじめの未然防止、早期発見に関する取組の検討・見直しを行う。
- ウ 児童の情報交換を行う。
- エ いじめと思われる事案が発生したとき、相談・通報の窓口となって情報収集を行い、中核となって組織的に動き、事実確認等を行って、記録し、共有する。
- オ 事実の把握、解決の方策等を協議し、実行する。
- カ いじめ対策実行委員会がすぐに行われず、緊急性があるときに行う。

### ④ その他

学期1回の定例会をもつ。必要に応じて臨時の会をもつ。

- (2) いじめ対策実行委員会

### ① 目的

- ア 発生した事案が、いじめとして対応すべきか判断する。
- イ いじめであると判断した場合は、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで責任をもって対応する。
- ウ 学校のいじめ防止の対応が適切であるか助言する。

## ② 構成員

- ア 学校職員（校長，教頭，生活指導主任，必要に応じて他の職員）
- イ 医師(学校医)または学校カウンセラー
- ウ 警察または警察経験者，少年補導員
- エ P T A代表や地域代表（民生児童委員，学校運営協議会委員，P T A役員 等）

## ③ 活動

- ア 学校の「いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」等を点検し，必要に応じて改善策を助言する。また，いじめ防止の取組についてP D C Aサイクルで検証と改善を行う。
- イ いじめの通報や相談などの窓口になる。
- ウ いじめが発生した場合やいじめの疑いに関する情報収集を行い，事実確認等を行って，記録し，共有する。
- エ 学校が組織的に対応するための中核となり，関係者の協力を得て，事実の把握，解決の方策等を協議し，実行する。
- オ 事実確認や講じた措置等を教育委員会に報告する。

## ④ その他

- 年2回定例会をもつ。必要に応じて臨時の会をもつ。
- 各教職員は，些細ないじめの兆候や懸念，児童生徒や保護者からの訴えを，抱え込まずにすべていじめ対策実行委員会に報告・相談する。

## 5 いじめの未然防止について

児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。

### (1) かかわりの中で自立を促す指導

- ① 学級・学校の中での自己有用感の育成
  - ・友達の良さを発見し認め合う活動を取り入れる。  
（終会で〇〇さんありがとう・お誕生カード等）
  - ・係活動や当番活動を工夫し，一人一役の活動を進める等，自己有用感を味わわせるとともに，互いに認め合うようにさせる。
- ② 学級力の向上
  - ・学級マナーを設定し，意識させる。
  - ・行事前後に学級としてのめあてや取り組み方を話し合ったり振り返り活動を行ったりさせる。（みんなで遊ぶ日の設定等）
- ③ コミュニケーション力の育成
  - ・構成的グループエンカウンター，ソーシャルスキル技能の向上と活用を図り，児童に社会性を育成する。

### (2) 基本的生活習慣の確立

- ① 月別生活目標達成への支援
  - ・委員会活動や学級・全校での児童の自主的な取組を支援し，自治的能力を高め，自主的な態度を育てる。
  - ・意欲づけの強化を工夫する。（朝会時の話，がんばりカードなど）

- ② 生活習慣に関する指導
  - ・「思いやりのある言葉遣い」「気持ちのよいあいさつ」「さん付けの徹底」「言葉の暴力追放」の指導に努める。
  - ・児童だけでなく、教職員自らも、人の心を傷つけないように言語環境を整えるよう十分に配慮する。
  - ・学期始めの月（4月・9月・1月）に学級単位でのあいさつ運動を実施し、習慣化するように学級だよりでも家庭に協力をお願いする。
  - ・地域の人や来校者へのあいさつを励行する。
  - ・連休前指導 火・水・金・車・心の事故防止を徹底する。
- ③ 保護者との連携
  - ・学校での取組を家庭にも知らせ協力し合う。（学校だより、学級だより）

## 6 いじめの早期発見の取組

### (1) 情報収集の多元化

- ① 「心の天気調べ」「心の健康チェック」の実施（月1回）
  - ・ねらい 児童の心の変化や友人関係を把握し、児童理解に役立てる。
  - ・実施の手順 心の天気調べ（学級） → 児童との面談・対策・指導
    - 子どもを語る会で報告（担任） → 情報交換（全体）
    - 実践（学級） 必要に応じて面談
  - 心の健康チェック（学級） → 佐渡市教育委員会
    - 学校（管理職） → 学級担任が保管
  - ・「生徒指導の記録」への記録による児童の過去の実態把握（担任）
- ② 「みんなの学校生活アンケート」の実施（各学期1回）
  - ・ねらい 児童の学校生活についての意識をつかみ教師の自己点検に生かす。
  - ・実施の手順 アンケート実施（担任） → 集計（生指主任） → アンケート集計用紙返却
    - 「生徒指導の記録」へ記録の蓄積（担任）
- ③ 報・連・相体制の確立
  - ・ねらい 問題行動の早期発見・即時対応ができるよう隠さず報告する。
  - 発見者 → 担任 → 生活指導主任 → 管理職（※緊急時はすぐに管理職）
- ④ 相談窓口の明確化
  - ・児童や保護者がいじめに係わる相談を容易に行うことができるように、学校及び教育委員会等のいじめの窓口を明確にし周知を図る。（教頭）
- ⑤ 保護者への支援
  - ・家庭における児童の様子を注意深く観察するよう働きかけたり、いじめの兆候をいち早く把握できるように支援したりする。

### (2) 日常勤務における早期発見のポイント

- ① 日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、些細な兆候であってもいじめではないかとの危機意識をもつて的確にかかわり、積極的な認知に努める。

- ②日番の巡視を昼，放課後の2回行う。特に，昼はゆっくり確実に行う。
- ③管理職は，朝（児童玄関），昼・授業中・放課後（校内巡視）と，直接児童の姿を見て，いじめを「感じる」ことを意識して巡視を率先して行う。
- ④授業者は，授業開始時間より少し早めに教室に行き，授業終了後は後片付けを行いながら，いじめの有無の雰囲気「感じ」たり児童と触れ合ったりすることを励行する。
- ⑤担任は，朝会前の教室や朝会後の教室，終会後の教室に残り，いじめの有無の雰囲気を「感じ」たり児童と触れ合ったりすることを励行する。

## 7 いじめ対応マニュアル

### (1) 対応の基本方針

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には，隠し立てしたり，特定の教職員で抱え込んだりせず，速やかに報告し，組織的に対応する。（いじめの認知→生活指導主任・教頭→校長→市教委）
- ② 全教職員の共通理解の下，関係機関との連携を図りながら，当該児童の心情の理解や双方の保護者に対する誠意ある対応を心がける。
- ③ 発見後は，素早い対応，保護者との連携を常に心がけ，必ず全校体制で取り組む。
- ④ 「いつ，どこで，だれが・・・」などできるだけ具体的な状況を確認する。その際，記録を残し，資料を整理しておく。

### (2) 教育委員会との連携

- ①いじめを認知したら，すぐ一報を入れて指導を仰ぐ。
- ②きめ細かに適宜情報を上げて，より適切な対応にする。

### (3) いじめ等対策会議について

- ①いじめ問題は，安易な解決にならないように，会議では十分時間をかけて協議し，学校の方針等をしっかり決定する。また，必ず記録を残しておく。
- ②特定の教職員で抱え込むことなく，速やかにいじめ等対策委員会を中核として組織的に対応する。

### (4) 被害児童への対応について

- ①当該児童の不安（疎外感，孤独感等）や級友，教師に対する不信感の払拭に努める。
- ②友人関係をつくり，学級への所属感を高めることを主とした継続支援・指導を行う。
- ③問題の表面化が，本人の学級での孤立を招く恐れがあるので，取組は慎重に行う。
- ④本人とのかかわりは，学級担任に限らず，本人と望ましい関係にある教職員が行う。

### (5) 加害児童への対応について

- ①「いじめは絶対許されない行為である」ことを徹底指導する。被害児童の思いを伝え，毅然とした態度で指導する。
- ②いじめの背景や構造を明らかにし，関係した児童すべてに対して指導・支援する。
- ③教師への反発，学級での孤立など，二次的問題の発生につながらないように，当該児童の気持ちを理解しながら継続指導を行う。
- ④加害者がグループの場合，グループ指導の他に，個別の面接を定期的に行い指導する。（加害者が複数人の場合，担当者が別々につき，一人一人話を聞く。後で，話を付き合わせ，いじめの構造を明らかにする。そのため，不明確な点は再度確認し，記録しておく。）

### (6) 被害児童の保護者への対応について

- ①保護者の不安や不満を謙虚に受け止め，問題を軽視することなく，誠意をもって対応に当たる。家庭訪問をするなど，こまめに連絡を取り合い，信頼の回復に努める。
- ②医師，カウンセラー，民生委員・児童委員，警察等の関係機関との連携を強化する。

### (7) 加害児童の保護者への対応について

- ①保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。また、機会あるごとに話し合いを十分に行い、感情的なトラブルに発展しないように留意する。

#### (8) 周囲の児童への対応について

- ①いじめを黙認することは、いじめに荷担することであり、許されない行為であることを指導する。
- ②「いじめ問題」によって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には、多くの職員がかかわり、児童の声に耳を傾けるようにする。
- ③「いじめは絶対許さない」という教師の姿勢を示し、学校・学年・学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめ防止に向けた取組で発展するようにする。
- ④被害者や加害者のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある言動をするように常に指導する。

#### (9) マスコミ対応

- ①窓口を教頭に一本化し、必要な情報のみを提供する。
- ②教育委員会の指導を仰ぐ。

### 8 ネット上のいじめについて

#### (1) 児童に対する情報モラル教育の充実

- ①道徳の授業や総合的な学習の時間の授業 他

#### (2) 保護者への啓発活動の推進

- ①PTA活動での研修会(教養部)
- ②PTA総会や学校便り等での紹介

#### (3) ネット上のいじめ監視のため、市町村や関係機関との連携

- ①情報を適宜受け、迅速に対応する。
- ②被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。
- ③必要に応じて法務局の協力を得る。(名誉毀損・プライバシーの侵害)
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害の生じる恐れのあるときは所轄の警察署に通報する。
- ⑤学校単独で対応が困難と判断したときは、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

### 9 重大事態への対処について

重大事態が発生した場合は、市教育委員会又は学校のいじめ対策委員会等において事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・相当の期間とは年間30日を目安とする。
- ③その他
  - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の調査と対応

- ①重大事態が発生したときは、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会から市長に報告があがる。
- ②調査の迅速化を図るために、いじめ対策委員会等を中核として、重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。
- ③いじめられた児童から十分聴き取りを行うとともに、他の在籍児童や教職員にも聴き取りや質問紙などで調査を行う。
- ④いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- ⑤いじめられた児童の状況に応じたケアを継続的に行い、学校生活復帰のための支援を行う。
- ⑥いじめられた児童からの聴き取りができない場合は、保護者からの要望・意見を十分に聴き、調査については協議をしてから行う。自殺という事態が起こったときには、児童の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分配慮しながら調査を行う。

(3) 調査後の報告

- ①調査によって明らかになった事実関係について、いじめをうけた児童やその保護者に対して説明をする。適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ②他の児童のプライバシーや個人情報に十分配慮しながらも、個人情報を盾に説明を怠ることなく、適切に行う。

10 いじめ防止のための年間プラン

学期	行事・活動	めあて	求める子どもの姿・評価	学級力向上
1 学 期	あいさつ強調 月間	・気持ちのよいあいさつをする。	・合い言葉通りのあいさつができたか。	・めざす学級像，学級マナーについて話し合わせる。  ・スローガンをもとに学級の具体的なめあてを話し合い，取り組ませる。
	始業式 入学式	・新たな学年の自覚と希望を抱く。 ・1年生を温かい気持ちで迎える。	・自分なりのめあてをもてたか。 ・1年生の名前を3人以上覚えたか。	
	1年生を 迎える会	・1年生に優しく接しようとする。	・新たに1年生の名前を5人覚えたか。	
	運動会	・運動会を成功させるために，みんなで協力したり，励まし合ったりする。	・自分の仕事を最後までできたか。 ・練習や活動を通して，思いやりの気持ちをもったり，友達のよさに気付いたりできたか。 ・競技中の応援を頑張ったり，競技を終えた友達を励ましたりしたか。	
	ビーチフェス ティバル	・同じ班の友達を気づかいながら，班活動を行う。	・みんなで意見を出し合って計画を立てたか。 ・手伝ったり教えたり，協力したりしながら活動したか。 ・活動後の振り返りで，よさを伝えることができたか。	

2 学 期	あいさつ強調 月間	・気持ちのよいあいさつをする。	・合い言葉通りのあいさつができたか。	
	秋遠足	・友達と協力して行動する。	・みんなで意見を出し合って計画を立てたか。 ・下級生に配慮しながら行動できたか。 ・活動後の振り返りで、よさを伝えることができたか。	
	校内 マラソン大会	・自己ベストをめざし全力で走る。 ・友達を応援する。	・自分の力を出し切ったか。 ・練習の時から、最後の人がゴールするまで応援したか。	・マラソン励まし合い運動
	学習発表会	・発表会に向けて、学年で協力し合う。	・発表の練習に意欲的に取り組んでいたか。 ・友達や他学年の発表のよいところを見つけることができたか。	・自分の役割を果たし、学級で協力して発表内容を作り上げる。
	イベント集会	・協力して準備を進める。 ・友達を思いやりながら参加する。	・力を合わせて準備したか。 ・友達に温かな言葉をかけていたか。	・鑑賞はがきの書き方指導
3 学 期	あいさつ強調 月間	・気持ちのよいあいさつをする。	・合い言葉通りのあいさつができたか。	
	なわとび トライアル	・みんなで心を合わせて長なわに挑戦する。	・引っかかった友達に「ドンマイ」と励ましの言葉を全員でかけたか。	・ドンマイ運動
	6年生 ありがとう会	・6年生に感謝の気持ちを表す。	・手紙やメッセージに感謝の気持ちを表していたか。	・6年生への感謝活動
	卒業式	・全校で卒業を祝おうとする。	・おめでとうの気持ちを、大きな声や適切な態度で表していたか。	

## 1 1 留意事項

### (1) 保護者の参画について

①全家庭へいじめ防止基本方針を配付し、意見を求める。

### (2) 児童の意見について

①いじめは絶対にしてはいけないことを日々指導するとともに、「心の天気調べ」「心の健康チェック」「みんなの学校生活アンケート」を実施し、未然防止に努めるとともに、児童からの訴えを真摯に受け止め、心に寄り添いながらじっくり話を聞く。

②家庭においても、配付したいじめ防止基本方針を話題にしてもらい、児童の意見も求めるようにする。

### (3) いじめ防止基本方針の公開について

①学校だよりで紹介したり、ホームページで公開したりする。

# いじめへの対応

